

成田市教育委員会会議事録

令和3年2月成田市教育委員会会議定例会

期 日 令和3年2月16日 開会：午前10時 閉会：午前11時8分

会 場 成田市役所3階 第2応接室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	佐 藤 勲
委 員	片 岡 佳 苗
委 員	岡 本 秀 彦
委 員	日 暮 美智子

出席職員

教育部長	清 水 活 次
教育部参事	田 中 美 季
教育総務課長	松 島 真 弓
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課副参事	井 上 功太郎
教育指導課長	葉 山 憲 一
生涯学習課長	堀 越 千 里
学校給食センター所長	鈴 木 孝
公民館長	谷 平 裕 美
図書館長	伊 藤 照 枝
学務課管理主事	西 里 裕 紀
スポーツ振興課長	伊 藤 善 光
スポーツ振興課スポーツ振興係長	大 川 徳 晃
スポーツ振興課副主査	田 部 優 人
教育総務課長補佐 (書記)	大 隅 光 夫

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言
2. 署名委員の指名 佐藤勲委員、日暮美智子委員
3. 前回議事録の承認
4. 教育長報告

主催事業等

○1月29日 令和2年度 第2回成田市公民館運営審議会について

当初、この運営審議会終了後、研修を行う予定でしたが、コロナ対策のこともあって、早めに会議を終了させるため、研修は取りやめることに致しました。この日の議題は、「家庭教育支援事業の活性化について」諮問することの1点でした。はじめ、委員の方からはどんなご意見が出されるのか、どんな話し合いになるのか不安もありましたが、各委員から、大変活発にご意見を頂き、皆さんの前向きな姿勢を感じ取ることができました。例えば、家庭教育支援事業の周知の仕方について、広報だけでなくホームページ、壁新聞、公民館だより等、たくさんの周知方法によって多くの市民の皆様をこの事業に参加してみようという気持ちにさせたい。福祉館で行われる乳幼児健診時を有効に活用したらどうか、SNSを活用するのも良い。学校や幼稚園、保育園で行っている家庭教育学級以外に小中学生の子を持つ親向けの事業をやってみてはどうか等々、様々なご意見がありました。市として「家庭教育支援」の在り方として、公民館の果たす役割を明確にする必要があるのではないかと、感じさせていただいた次第です。

これまでの運営審議会では、委員の皆さんから公民館へたくさんの要望が出され、その要望に対する回答を述べるような場面が多かったのですが、今回は委員の皆さんが、何とか公民館活動を活性化させようとする高い意識が感じられ、とても有意義な審議会になったと思いました。

○2月 3日 令和2年度 第2回成田市立図書館協議会について

今回の会議では、本年度の図書館事業とその予算執行状況について中間報告をさせていただきました。

くとともに、来年度の事業と予算の見込みについて審議していただき、全ての議案について承認を頂いたところです。また、「成田市立図書館サービス計画」素案について諮問いたしました。今回の会議の中では、来年度から新たに開始する予定の電子書籍の貸し出しサービスについて様々なご質問を頂きました。わが国では電子化されている書籍が欧米に比べて少ないことありますが、これら電子化された書籍の内、図書館で貸し出しできるのはさらに限定されてしまうということで、まだまだ課題は多いようです。この問題については今議会の一般質問でも複数の議員さんから取り上げられておりますので、教育委員の皆様ももし何かお聞きになりたい点がありましたら、私のこの報告後に図書館長に質問していただけたらと思います。

その他

○2月 1日 北総教育事務所 令和2年度末人事異動構想情報交換について

この人事異動に関する情報交換は、市内の学校管理職の異動について、意見交換をしたものです。まだ、異動内定を出せる状況ではありませんが、校長や教頭に誰が昇任できそうか、また、どのあたりに異動できそうかなど、大まかな内容はほぼ決められてきたように思います。この後、最終的な面談を通して、改めて臨時会を開催し、教育委員の皆様のご承認を頂いた後、県教育委員会に内申したいと思います。

○2月 2日 令和2年度 第7回成田市校長会議について

私からは特に学校内における公金管理について、各学校の対応、認識を新たにして頂きたく、少し厳しく指導するような形でお話しさせて頂きました。そもそも、学校職員は児童生徒からの集金や、児童生徒の活動に必要な資金があった時、それぞれがすぐに銀行に行ける状況ではありません。したがって預かった現金を一時的に保管する状況が生じやすくなります。そのような場合、どのようにして保管したらよいのか、大事が起こる前に予防的な意味合いも含めて管理の徹底をお願いしたところです。学校に現金を置かないことが理想ですが、それも難しい現状があります。今一度安全管理の徹底を意識していただきました。

○2月 4日 令和2年度 第1回成田市行政改革推進本部会議について

今回の議事は1点「押印見直しの方針について」です。今回、見直しの対象となるのは、市民サービスの向上という観点から行うもので、市民や事業者から提出される申請書等の行政手続きについて実施するものですが、地方公共団体の業務そのものの見直しや効率化という観点から、会計手続きや人事手続きなどの内部手続きについても実施することにするものです。会議

は、「見直しの方針」でしたので特に意見は出ませんでした。今後具体的な内容が出てくる中で検討が必要な内容があるかもしれません。

○2月 5日 係長昇任試験（面接）について

行政職員の副主査から主査への昇任について、個々の職員と面接しその可否を決めるための面接でした。皆さんそれぞれ、各部署の中堅どころとなって活躍されている方ばかりですが、今回面接した皆さんは、私もかつて市役所職員採用面接の面接官として面接したことのある職員ばかりで、感慨深いものがありました。私の思いとしては、どのような職にあっても市民のために常に謙虚な姿勢で業務に取り組んでほしいという、ただその一点です。

○2月11日 共生社会応援プロジェクトについて

成田国際文化会館で行われたイベントでした。2部構成になっていて、第1部では、橋本オリンピックパラリンピック担当大臣のビデオメッセージをはじめ、成田市でパラリンピックの事前キャンプを予定しているアイルランドの担当大臣や関係各位からのビデオメッセージがあったのち、河合純一日本パラリンピック委員会委員長と本市の関根副市長、そして総合司会を務めた室伏由佳さんの3者によりシンポジウムがありました。また、第2部ではアイルランドの民族音楽と日本の和太鼓との共演ということで、アイルランドからのビデオ演奏と合わせるような形で、和太鼓の世界的奏者林田ひろゆきさんと林田さんがプロデュースする和太鼓ユニット「ジパング」の皆さんが素晴らしい演奏を奏でました。そして、最後に成田の障がい者と和太鼓衆「不動」のメンバーも加わって合同演奏をして頂きました。音楽のバリアフリーへの挑戦と、この挑戦からパラアスリートを応援するという試みでしたが、目に見えるバリアフリーはもちろんですが、こうした取り組みからそれぞれの人が抱える心のバリアフリーも進めたいと、そんな思いを感じたひとときでした。

○2月15日 任期付職員採用試験（面接）について

航空関係事業者から推薦された7名の皆さんの市役所任期付職員採用に関して面接を行いました。それぞれ、大変なキャリアの持ち主で、皆さんとても素晴らしい方でした。任期付ではありますが、来年度1年間、きっと素晴らしい仕事をして下さるものと確信いたしました。

《教育長報告に対する意見・質疑》

片岡委員：ただ今、教育長からもお話がありましたが、私も2月11日に開催された共生社会応援プロジェクトに参加させていただきました。ユーチューブで世界に発信しながら、1部も2部も大変素晴らしいイベントだったと思いました。シンポジウムの中に共生社会を目指すというのがあったのですが、教育の場も多種多様な子どもたちがクラスのなかにいたほうが、共生社会を目指す方向性に行くのではないかと思いました。

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号から議案3号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

《これより非公開》

議案第1号 「令和2年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」

松島教育総務課長：

議案第1号「令和2年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」ご説明申し上げます。

成田市議会3月定例会に提出いたします補正予算案がまとまりましたので、教育委員会会議の議決をいただきまして、市長に申し入れるものでございます。

それでは、資料でご説明いたします。議案資料の2ページをご覧ください。こちらは、歳入予算の一覧でございます。今回の補正では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小あるいは中止とした事業において見込まれておりました、県支出金 386万3千円、諸収入の 学校給食費負担金で 1億円、雑入で23万1千円を減額し、また、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化などにより、市税等の大幅な減収が見込まれ、それに伴う財源不足を補うため、教育委員会に係る市債といたしまして、大栄地区小中一体型校舎建設事業に対する、減収補てん債 2億4,800万円 及び 特別減収対策債 1億3,660万円を計上するものでございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。こちらは、歳出予算の一覧でございます。いずれも減額となるものでございます。学校施設課の「小学校大規模改造事業」ほか3事業におきまして、入札による差額等により、執行残が生じることから減額補正するものでございます。

また、生涯学習課の「高等学校開放講座開催事業」ほか3事業及び学校給食センターの「学校給食事業」におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小・変更あるいは中止となったことから、関連する経費を減額補正するものでございます。

各事業の詳細につきましては、4ページ以降の資料により、各担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

学校施設課長：

学校施設課の事業についてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。「小学校大規模改造事業」、次の「小学校特別教室空調設備整備事業」、5ページの「平成小学校増築事業」は、いずれも同様ですが、設計委託料について、入札による差金が生じたため、執行残の減額補正をするものであります。

5ページの「中学校仮設校舎整備事業」は、吾妻中学校の仮設校舎借り上げにおいて、入札による差金が生じたため、執行残の減額補正をするものであります。

次に、6ページの「大栄地区小中一体型校舎整備事業」ですが、継続費の事業期間の変更となります。本事業を令和4年度までと予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして工事期間が延長したこと、また、令和4年度からの働き方改革に伴う週休2日制の導入が考えられることにより、令和5年度に変更となります。なお、全体金額の変更はありません。以上です。

生涯学習課長：

それでは、生涯学習課に関する予算の補正につきまして、ご説明させていただきます。

対象となる事業は、「高等学校等開放講座開催事業」、「成人式開催事業」、「青少年健全育成事業」、「放課後子ども教室推進事業」の4事業でございます。

資料の7ページをご覧ください。「高等学校等開放講座開催事業」でございますが、成人教育の一環として、高等学校及び専修学校のもつ施設と機能を開放し、知識・技能を習得するための学習の場として開催しております。例年、資料に記載のとおり、全8講座を開催しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全講座が中止となったことから、開催委託料120万円全額を減額補正しようとするものです。

次に、「成人式開催事業」でございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、開催会場が成田国際空港中央広場から国際文化会館に変更となり、開催に係る会場設営などの委託料が不要となったことから、500万円を減額補正しようとするものです。

8ページをご覧ください。「青少年健全育成事業」でございます。青少年の健全育成を図るため、青少年育成団体の活動を支援する事業ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各青少年健全育成の活動が大幅に制限され、事業に関する予算の大きな割合を占めるバス委託料の支出がほとんどなかったことから、600万円を減額補正しようとするものです。また、子ども会など、民間団体が利用する場合は、バス運行に係る燃料費を負担していただいていることから、燃料費相当分の歳入、23万1千円につきまして、併せて減額補正いたします。

最後に、「放課後子ども教室推進事業」でございます。放課後や週末等に小学校の余裕教室や校庭等を活用して、地域の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業でございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各校での教室が行われず、コーディネーター等への謝礼である報償費の支出がほとんどなかったことから、500万円を減額補正しようとするものです。また、本事業は国・県の補助事業であり、補助対象経費については、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担することとなっております。今年度は、市内9校が実施予定で、コーディネーター等への謝礼や消耗品費など、補助対象経費を584万7千円計上しており、この額のおよそ3分の2である389万6千円を歳入として計上しておりました。補助対象経費の減額に伴いまして、併せて歳入386万3千円も減額補正いたします。以上が、生涯学習課の補正に関するご説明となります。

鈴木学校給食センター所長：

資料の9ページをご覧ください。学校給食事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学校臨時休業により、学校給食が中止になったことから、賄い材料費及び学校給食負担金を減額補正するものです。歳出で賄い材料費6,500万円の減、歳入で学校給食負担金1億円の減となります。本来であれば、賄い材料費と学校給食負担金は同額になるというのが自然であります。給食費の計算において、児童生徒が不利にならないように、13食以上は月額給食費をいただくという基準に基づき計算いたしますと、6月で1日分、7月で5日分、9月で1日分、月額給食費の負担以上はいただかない形になりますので、市の持ち出しが3,500万円ほど増えたという形になります。以上が、学校給食事業の説明となります。

議長：ただ今、関係する各課の課長から説明がありましたが、ご質問等はございますか。

特にないようですので、議案第1号「令和2年度3月補正予算要求書（教育費関

係予算)の提出について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。
挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第2号 「令和3年度使用副読本(市費負担分)の採択について」

学務課井上副参事：

令和3年度使用副読本(市費負担分)の採択について、成田市教育委員会として、令和3年度使用副読本の採択を別紙のとおり行おうとするものです。別紙を見ていただきますと2ページ目、1から5、5種類の副読本についてでございます。

それでは、ご説明申し上げます。はじめに、副読本についてご説明申し上げますと、学校教育法第34条第2号において、「小学校においては、教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」とされており、この規定に基づいて、授業で教科書に準じて用いられる補助的な図書を、「副読本」と呼んでおります。

本年度は、成田市教育委員会では、小学校においては3年生、4年生の社会科と全校学年で使用する「安全」、中学校においては「保健体育科における体育実技」「安全」「進路」の副読本について、市費で購入し、市内の児童生徒に給与いたしました。

これまで、学習指導要領が改訂となった時や各出版社の発行する副読本において大幅な改訂がなされた時に市で調査員を委嘱し、内容を調査・研究を実施した上で適したものを採択してきました。

令和3年度については、新しい中学校学習指導要領となりますことから、中学校で使用する副読本について、次年度の改訂の状況を確認いたしました。

中学校で使用する「保健体育」の副読本については、各社大幅に改正があったため調査員により内容を調査・研究を実施した上で、選定された図書を副読本として採択したいと考えております。

次に、「安全」につきましては、令和3年度に改定はなく、令和4年度に大幅改定となるため今回は調査員会を設けませんでした。したがって、本年度と同様の図書を副読本として採択してまいりたいと思います。

「特別活動(進路)」は、高等学校への進学についてなど、千葉県の資料が入っている図書は「中学生生活と進路」のみとなります。このような状況から、本年度と同様の図書を副読本として採択してまいりたいと考えております。

続きまして、小学校の副読本につきまして、改訂の確認をしたところ「安全」の副読本につ

いては、大幅な改定はありませんでした。

4年生の社会科の副読本につきましては、新学習指導要領に伴う改訂が行われておりますが、地域の状況に基づいて編集された図書は「すすむ千葉県」のみとなりますので、引き続き、こちらで採択をしてみたいと考えております。

なお、購入価格につきましては、消費税率の改訂に伴って、昨年度から変更されておりますことを申し添えます。以上でございます。

議 長：ただ今の提案に関し、ご質問等はございますか。特にないようですので、議案第2号「令和3年度使用副読本（市費負担分）の採択について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第3号 「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

葉山教育指導課長：

現在の学校医等の任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までであります。学校歯科医の退任による欠員が生じたこと、また大栄みらい学園が開校することにより、学校保健安全法第23条並びに成田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第5条の規定により、学校医等を委嘱するものです。

委嘱につきましては、成田市医師団、印旛郡市歯科医師会成田地区、成田市薬剤師会から推薦していただいたものを基に委嘱者の案を作成いたしました。

まず、欠員に関する委嘱ですが、大森 基夫先生と野澤 隆之先生から退任の申し出がありました。現在、お二人が担当している学校の後任については、玉造中学校を鳥山 栄先生に、吾妻小学校を新任の青木 雅憲先生にお願いしたいと考えております。なお、任期は前任者の残任期間となりますので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

次に、大栄みらい学園の開校に関する委嘱ですが、今年度大栄地区を担当して下さった先生方が、引き続き担当していただけるよう配置を検討いたしました。

任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長：ただ今の提案に関し、ご質問等はございますか。特にないようですので、議案第3

号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

《非公開を解く》

(2) 報告事項

報告第1号「第3次成田市生涯学習推進計画について」

堀越生涯学習課長：

それでは、報告第1号「第3次成田市生涯学習推進計画について」ご報告させていただきます。昨年11月の教育委員会会議においてご報告いたしました「第3次成田市生涯学習推進計画（素案）」につきまして、令和2年12月15日から令和3年1月15日にかけて、パブリックコメントを実施したところ、意見等の提出はございませんでした。このことから、素案に資料編を加えまして、庁内の策定組織による会議と市民や関係団体で組織する審議会がございます「成田市生涯学習推進協議会」の意見照会を経て、現在、製本作業を進めていることをご報告させていただきます。なお、製本作業が終了しましたら、委員の皆様にも配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。報告は以上となります。

《報告第1号に対する質疑》

片岡委員：パブリックコメントというのは、具体的にどのように行うのでしょうか。

堀越生涯学習課長：市の計画を決める際にあたりまして、その事案につきまして、市民に公表し、寄せられた意見を計画に取り入れるかどうかを検討しまして、検討結果を公表するという手続きになりますが、まず、進め方といたしましては、原則30日以上の間を設けまして、市民に公表するということになりますが、周知につきましては、広報なりた、内容につきましては、市のホームページに掲載させていただいております。そのほか、市の行政資料室、図書館や各公民館といった公の施設にも資料を置き、市民の方にご意見をいただくということになっています。

片岡委員：はい、ありがとうございます。

報告第2号「成田市スポーツ振興マスタープランについて」

伊藤スポーツ振興課長：

報告第2号「成田市スポーツ振興マスタープランについて」ご説明させていただきます。

本計画につきましては、昨年11月の本定例会において、計画の素案についてご提案させていただき、12月市議会定例会経済環境常任委員会においても報告させていただいております。その後、12月15日から1月15日まで1か月間パブリックコメントを実施いたしましたが、意見等の提出はございませんでした。このことから、素案に資料編のほか、別紙のとおりスポーツツーリズム推進に係る施策や取組内容を追記いたしました。また、庁内の策定組織である「成田市生涯学習推進本部・幹事会」及び市民や関係団体で組織する審議会である「成田市生涯学習推進協議会」にも最終の意見照会を行いました。いずれもご意見はございませんでした。

ここでパブリックコメント後に追記した内容につきましてご説明させていただきます。お手元に資料を提出させていただいておりますが、1点目としまして、「第2章 成田市のスポーツを取り巻く現状と課題」の「3 成田市の状況」において、本市の近年のスポーツ施策に係る主な取組内容である「事前キャンプ・合宿誘致に係る取組」でございます。平成27年に世界陸上北京大会に出場するアメリカ代表チームの事前キャンプや市民との交流イベントの様子などを記載しております。

2点目といたしましては、同様の内容となりますが、「第4章 具体的な施策展開」の「基本目標3 スポーツで、未来へつなげる」において、「スポーツツーリズムの推進」に係る施策として、「事前キャンプ・合宿誘致に係る取組」を追記しております。

近年の取組の紹介、また、今後の施策展開のいずれも、本市のスポーツツーリズム推進に係る内容として、欠かすことのできない施策でありますことから追記をさせていただいたところでございます。

また、パブリックコメント後に数字や字句の軽微な修正がございます。こちらにつきましては、製本の際に正しく修正し製本させていただきます。

なお、最終的な印刷製本後の成果物につきましては、本編、概要版と併せまして、委員の皆様様に配布させていただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

《報告第2号に対する質疑》

佐藤委員：4ページのナンバー31、事前キャンプ・合宿誘致に係る取組で今後の取組というところなのですが、「受入れ後のレガシーにつなげ」とありますが、「レガシー」という横文字を使っていますが、それに代わる日本語がないのか、何か雰囲気としては分かるのですが、皆さんに分かるように日本語にしたら良いんじゃないかと私は感じましたので。

伊藤スポーツ振興課長：オリンピック・パラリンピックで終わりじゃないんだよというところで、メディアや東京都知事等もレガシーを残すということが大事であるという表現がメジャーにもなっていたので、我々としては、もう一般的になっているのかなというところで、このような表現をさせていただいたところなんですけれども。

佐藤委員：レガシーという受け取り方が、私のなかではまだ一般化していないという印象があるんですけども、若い世代とか、そういうなかで「レガシー」が受け入れられるのであれば結構だと思います。私の感想です。

伊藤スポーツ振興課長：どういう表現があるかどうかというところも含めまして、検討させていただきたいと思います。

報告第3号「成田市スポーツ振興マスタープランについて」

学務課井上副参事：

報告第3号「成田市就学援助費支給規則の一部改正についての一部変更について」ご報告させていただきます。

お手元の資料1ページをご覧ください。今年度の5月及び12月の教育委員会会議定例会においてご承認いただきました、成田市就学援助費支給規則の一部改正についてですが、2点変更が生じたので、ご報告いたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校及び義務教育学校における臨時休業期間中の家庭での昼食費を、学校給食費とみなして就学援助費を支給するよう一部規則を改正した件でございますが、令和3年2月3日に公布された新型インフルエンザ等対策

特別措置法等の一部を改正する法律により、引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が削られたこと及び引用する政令が廃止となったことから、これらを引用している本規則において、「新型コロナウイルス感染症」の定義を具体的に書き下ろす形に改めました。

2点目は、準要保護児童生徒の家庭に対し、オンラインを利用しての家庭学習に係る通信費を援助するため、本規則の費目にオンライン学習通信費を追加するよう規則を改正した件でございますが、令和2年12月22日付の国からの事務連絡で、令和3年度要保護児童生徒援助費補助金の予算案が示され、オンライン学習通信費の上限額が年12,000円になったことから、それに合わせて本規則でのオンライン学習通信費の上限額を、同額の年12,000円に改めました。報告は以上となります。

《報告第3号に対する質疑》

特になし

議長：よろしいでしょうか。特に質疑等がなければ、以上で報告事項を終わりといたします。

6. その他

その他「防災対策について」

日暮委員：防災対策について質問させていただきたいと思います。先週の土曜日の夜に地震があつて、非常に怖い思いをしました。10年前の東日本大震災を思い出して、この地震が平日に子どもたちが学校にいる時だったらという思いになりました。質問の1点目ですが、もしかしたら教育委員会ではなくて、市長部局の担当になるかもしれませんが、地震等により子どもたちが一定時間学校に留まらざるを得なくなった場合の飲食の準備はどのようになっているのか、分かりましたら教えてください。

2点目は、平日に地震があつた場合に、子どもたちや職員をどのタイミングで帰宅させるかという校長先生の判断は非常に難しいのではないかと思います。今、管理職の先生方は10年前には管理職ではなかったわけですので、本当にそういう事態になったら初めてのことになると思います。例えば、10年前に校長先生をされていて、あの3月11日に判断を迫られた当時の校長先生から話を伺ったりというよう

なものも含めて、現在の管理職の先生方への危機管理の研修会はどのようになされているのか教えてください。以上2点について、よろしくお願いします。

議長 長：まず、1点目ですが、一定時間学校に留まる状況のような災害が発生した場合の子どもたちの飲食についてということでしたが、お答えできる方はいますか。

清水教育部長：確たることはお答えできませんが、基本的には備蓄倉庫が学校と同じ場所に設置されていれば、それを活用するなり、市の対策本部が設置されることとなりますので、本部と連絡を取り合いながらということになるろうかと思いますが、長期化になれば本部から配送していただくなどの対応になると思います。

日暮委員：分かりました。

関川教育長：学校の子どもたちについては、帰宅できないような大災害の時は、基本的に保護者の方に迎えに来ていただくことになっていますので、子どもたちが一定時間留まっているから食料を配布するということは基本的には考えていないと思います。ただ長時間にわたって、例えば、夜一晩ということになった場合は、市全体としてできる限りの支援をしていかなければならないと思います。

2番目の質問ですが、どのタイミングで帰宅させるかということなんですが、校長の判断が難しいということであれば、私たちも難しいと思います。前回の東日本大震災の時を考えると、それぞれ地域の実情によって置かれている状況が異なるということがあります。大栄地区、下総地区は停電していて、電話連絡ができず携帯電話もつながらないなど、指示しようにも伝わっていかないという状況もありました。本当に大規模な災害になった時はそういうことも起こり得ますので、普段からこういう災害が起きた時にどうするかを前もって学校で決めておかなければならないと思います。各学校では、危機管理マニュアルを作成してどのように対応するか細かく決めていると思いますが、子どもたちの場合は、保護者の迎えによって帰宅するということが基本的な考え方だと思います。前回は中学生をどうするかということが問題になりました。中学生はだいぶ帰るのが遅くなる学校がありました。自転車で通学している子どもたちが、安全に帰宅できるかどうかという話がありまして、通学路を学校職員がパトロールをして安全確認をした後に帰宅させるということをしていたと思います。な

かなか判断が難しく、一律に対策本部が帰宅の指示をするのは難しいと思います。地震だけではなく、大雨で冠水箇所が多くある場合なども同様だと思います。帰宅させることによって、より困難な状況になることも考えられますので、現場がある程度落ち着いてから帰宅させる、保護者への連絡をするなど、そうしたことが必要になると思います。そのようなことを考えて各学校が危機管理マニュアルを作っていると思いますが、市としてもそうした対応を進めておりますので、ご意見を参考にして考えていきたいと思います。次に、危機管理に関する研修についてお願いします。

学務課井上副参事：校長会及び教頭会で成田市の危機管理課の方を講師に招いて危機管理に対する研修会を行っています。まず、管理職に研修を受けていただいて、そして学校全体として取り組んでいく形になります。教育長からマニュアルの話もありましたが、各学校で実態が違う部分もあります。県の教育委員会が学校訪問する時に、事前に成田市教育委員会も学校訪問し、その際に危機管理マニュアルの作成状況、今年度の改訂箇所等を確認して、現状把握を学校がしているかなどを聞き取り、学校の実態に即したものとなるように、指導助言等をしております。また、県教育委員会の訪問の際に、県からの指導助言もありますので、マニュアルの充実、意識を高めるような対応をしております。

関川教育長：極端な例ですが、東日本大震災の時に大川小学校で避難が遅れて子どもたちが大勢亡くなったということがありました。学校に校長が不在だったということもあるんですが、海岸から4キロメートル近く離れているようなところに、実際その場で生活をしていて、本当にここまで津波が来るのかと、かつてない経験でしたので、判断が遅くなったところはあったと思うんですが、保護者が迎えに来るというので迎えを待っていたとか、そこにはいろいろな課題があったと思うんですが、その反省から今は地震イコール津波ということで、すぐに高台に避難ということになっていると思います。本市の状況は違いますが、それぞれの学区の状況に応じて対策を講じておくことが必要だと、改めて、今のご質問から考えた次第です。

佐藤委員：大川小学校のお話がありましたが、以前、研修会で大川小学校で津波の被害に遭われた児童のお父さんの講演を聴きました。校長先生がいなかったということがあったようですが、校長先生がいなくても教頭先生なりが同じ対応ができるということまで含めて危機管理だと思います。避難する場所は学校だということになっていたの、学校以

外のところに避難することが考えられなかったのではないかと。山の高台に上った子どもを学校に戻すなど、学校が避難所だという固定観念があったんじゃないかと。それを反省していくのが危機管理だということを、この講演から感じたところです。

片岡委員：昨日1、2年生は早く帰る日だったのですが、下校時刻にちょうど大雨で、子どもたちの帰宅は危ないんじゃないかと、加良部小学校では校長先生の判断で、学校で待機させました。学校それぞれで判断してくださって本当に良かったと思います。

その他「図書館の本の配置について」、「学校と児童ホームの連携について」、「給食センターなどが使用する洗剤について」、「学校の性教育について」

片岡委員：保護者の方からお話を聞く機会がありまして、発達支援に心配の親御さんから伺ったのですが、子どもが小さい時に心配して図書館へ発達支援関係の本を探しに行った際に、発達に関しての本は、児童コーナーではなくて大人のコーナーにあったため、そこで子どもが少しうるさくしてしまい、周りの大人から注意され、それから図書館に行けなくなってしまったそうです。発達支援関連の本は児童コーナーにあったほうが良いのではないかと、当事者のお話を聞いて思いましたので、お伝えさせていただきました。

それから、学校と児童ホームの連携ができていないというお話を別の保護者から伺いました。確かに管轄が違うので連携がうまく取れないところがあるのかもしれませんが、利用しているお子さんや親は同じ敷地内の児童ホームを利用しているわけですから、学校であったことをその日のうちに児童ホームに伝わっていないことがあって、戸惑ったということを知りましたので、連携を密にしてほしいと思います。

これは別件ですが、先月の会議で、給食残渣の肥料化というお話をしたのですが、それに加えて持続可能な社会をつくるために、給食センターなど洗剤を沢山使う施設は、環境に配慮したものを使ってほしいと思います。今、NHKスペシャルで「2030未来につなげる」という番組をやっているのですが、日本は平和ボケしていると思うので、こうした番組を子どもたちに見せて、10年後の未来には、こんな危機があるんだということを学校でも教えてほしいと思います。

もう1点、性教育についてです。ヨーロッパのほうでは、年に30時間から40時

間かけていのちについてとか、性同一性障害とか、ジェンダーなど幅広いいのちについての授業に時間をかけているそうです。しかも、小学校1年生くらいからそういう話をしているということを知ると、日本の性教育はとても遅れていると思います。今は小学生からスマホを持っているお子さんもいるので、スマホで誤った情報を見て、それが本当のことだと思ってしまったり、中学生がコロナ禍で望まない妊娠をしてしまったという話を聞くと、やはり正しい情報を子どもたちに教えるべきだと思います。保健体育で何時間かは性教育をしているとは思いますが、もう少し時間をかけてやってほしいと思いました。以上よろしく申し上げます。

議 長：4点の質問がありました。まず図書館から発達支援関係の本について、お願いします。

伊藤図書館長：発達支援のお子さんを持つ親御さんからのご要望ということですが、発達支援関係の本は確かに大人のコーナーにあります。お子さんを持つ親御さんが読みたい本ということだと、発達支援に限らずお料理の本、家庭教育の本など、教育関係に限らず幅広く見たい方はいらっしゃるのかなと感じています。限られたスペースでもありますし、教育関係で需要の高いものは検討課題として今後、児童コーナーに置けたらと思いますが、すべての項目に対応できるわけではないので、お子さんと一緒に利用しづらいということがあれば、司書が対応することもできると思いますので、司書バッチをつけている職員に声をかけていただけたらと思います。

関川教育長：先ほどの共生社会の話とつながると思いますが、許容範囲内だと私は思うので、そんなに気兼ねする必要はないと思います。

議 長：次に、学校と児童ホームの連携ができていないということですが、これは特定の場面のことだと想像しますが、具体的には、どのような内容が伝わってなくて困ったのでしょうか。

片岡委員：先月の会議の際にお話した保護者アンケートの結果の中にその意見が入っていたので、アンケート結果を見て保護者が感じたことです。私も保護者のアンケート結果を見て連携がとれていないと思ったものです。

関川教育長：学校で何か重大な出来事が起こった時には、児童ホームに伝えているものだと解釈しています。私が学校経営していた時もそうでした。ほとんどの場合は対応していると思いますが、何かそうでないことがあったのかもしれないです。学校内に児童ホームがある場合は、学校の先生も児童ホームの先生もお互いに声をかけたりしています。例えば、児童ホームで怪我をした時は保健室で面倒を看たりすることもあります。そうしたことから連携しているとは思いますが、今、お話がありましたので、会議等の席で校長先生へもお伝えしていきたいと思います。

議 長：次に、洗剤の件について、お願いします。

鈴木学校給食センター所長：使っている洗剤としては、食器洗浄機専用の洗剤を使っております。一般の家庭の基準とは異なる工場排水の基準として適合するような洗剤を使っております。グリストラップという装置を設け、油分が直接公共下水道に流れないようにしており、一般家庭よりもきれいな排水がされていると認識しております。環境にやさしい洗剤を使用していくように心がけていきたいと思います。

議 長：続いて、性教育について、お願いします。

葉山教育指導課長：小学校から発達段階に応じて授業の中で、養護教諭から適切に指導等を行っています。成田赤十字病院の先生と連携して「いのちの授業」なども行っております。時間的には結構やっているかなというのが正直なところですが、ただ委員がおっしゃるように、スマホからの誤った情報等々ということがありますので、子どもたちに対しての使い方と、それとスマホを持たせる保護者への指導も必要になってくると思いますので、そういったことも含めて学校のほうにも情報教育として子どもたちに指導する場面がありますので、それも含めてやっていきたいと考えています。

関川教育長：学校にはいろいろなことやってほしいということと言われるのですが、学校は既に決められた教科の学習時間が割り当てられていますので、新たなことをするには新たな時間を作るしかありません。新たなことをするにはどこかを削るしかありません。国全体として教育過程、授業時間数の変化があればまた違うと思いますが、単独で特定の

学習時間を多く取るというのは難しいものです。以前は裁量の時間というものがありました。今はもうありませんので、なかなか確保は難しいものとなっております。

7. 教育長閉会宣言